○政治資金適正化委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年二月十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五一九六	二九、一、二六	小佐野貴成
五一九七	二九、一、二六	栗原　博

○法務省告示第八十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、中国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年二月十六日

法務大臣　金田　勝年

氏　名　朱　宝玲

生年月日　千九百七十二年三月四日

○法務省告示第八十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十六日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表株式会社相崎電機製作所の項中「株式会社相崎電機製作所」を「株式会社Ａｉｚａｋｉ」に、株式会社中村建設の項中「東京都足立区東和五丁目十番二十三号」を「東京都足立区六木一丁目二番十号」に改める。

○法務省告示第八十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十六日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表有限会社工藤建設興業の項中「徳島県阿波市阿波町東川原四十四番地の五」を「徳島県名西郡石井町高原字東高原百十一番地一」に改める。

○法務省告示第八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十六日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表妹尾塗装工業株式会社の項中「妹尾塗装工業株式会社」を「株式会社セノオ」に改める。

○法務省告示第八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十六日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社仁	北海道旭川市忠和八条五丁目十一番十一号　建設機械施工
農業生産法人有限会社サン・ファーム	北海道虻田郡留寿都村字留寿都二百番地百十四　耕種農業
株式会社アサノ	埼玉県川口市大字前野宿二百四十五番地三　とび

○法務省告示第八十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十六日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社オカムラ食品工業	青森県青森市八重田一丁目六番十一号　非加熱性水産加工食品製造業

○法務省告示第八十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十月十一日法務省告示第四百六十二号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十六日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表株式会社ロピアの項中「ハム・ソーセージ・ベーコン製造」の下に「、惣菜製造業」を加える。

○法務省告示第九十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十九年二月十六日

法務大臣　金田　勝年

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社エクストエンジニア	福島県田村市常葉町常葉字七日市場六十六番地	機械加工

二　対象となる者　平成二十九年二月十六日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○厚生労働省告示第四十号

平成二十八年厚生労働省告示第三百二十八号をもって公示した一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会から、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成二十八年法律第十二号）第十条第三項の規定に基づき、主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年二月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

変更前の主たる事務所の所在地	変更後の主たる事務所の所在地	変更の日
東京都港区新橋二丁目二十番十五号	東京都港区虎ノ門二丁目五番二十一号	平成二十八年十二月十三日

○厚生労働省告示第四十一号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十九年二月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久